

会報 くしろ



かちまい花火大会



発行所

釧路市宮本1丁目2番4号
釧路土地家屋調査士会
TEL.0154-41-3463

編集

広報部

制作

(株) 藤プリント

第122号

目 次

○御 挨 拶 釧路土地家屋調査士会 会 長 丸 尾 教 綱…………… 3

○御 挨 拶 釧路地方法務局 局 長 西 山 悟…………… 4

○御 挨 拶 釧路司法書士会 会 長 佐 渡 正 幸…………… 5

○総 会 挨 拶 釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会 理 事 長 瘡 師 敏 幸…………… 7

○日本土地家屋調査士会連合会定時総会報告
釧路土地家屋調査士会 理 事 長 横 山 太 郎…………… 8

○所有者不明土地・建物管理制度の創設
釧路土地家屋調査士会 顧 問 弁 護 士 簗 島 弘 幸…………… 9

○紆余曲折 釧路土地家屋調査士会 釧 路 支 部 笠 井 崇 子……………10

○低価格・高精度GNSS測量機のご紹介
釧路土地家屋調査士会 十 勝 支 部 中 村 浩 司……………11

○ルシャ川のコタン部落を探して
釧路土地家屋調査士会 オホーツク支部 高 木 壽 一……………12

○入会のご挨拶 釧路土地家屋調査士会 十 勝 支 部 奥 田 邦 彦……………13

○会のうごき……………14

○会 員 異 動……………15

○編 集 後 記……………15



表紙は語る

帯広市の十勝川河川敷地で毎年8月に行われている花火大会です。
新型コロナウイルスの影響で2年連続の中止となりましたが、70回目となる
今年、8月13日に開催される予定です。
この写真は十勝観光連盟の提供によるものです。



御 挨拶

釧路土地家屋調査士会

会 長 丸 尾 教 綱

釧路土地家屋調査士会 令和4年度定時総会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

先ず昨年度の報告ですが、定時総会に於いて「会費値上げ」の了承を頂きましたこと、会員の皆様に厚くお礼を申し上げます。新型コロナウイルスの影響で、ほっかいどう地図境界シンポジウムが一昨年に続き中止になり、例年行われている事業を行えないこと等で、繰越金にも多少の余裕ができましたが、それらの用途等については、後ほどの議案審議の際にご提案申し上げます。

続いては分離発注の件です。ここ数年来、釧路地方法務局管内の45市町村に「分離発注のお願い」をしております。北海道ブロック協議会とも連携を取りながら、北海道開発局や北海道農政部、建設管理部等に同様のお願いをしております。今般も5月16日、17日に「北海道開発局 橋本局長様」と「鈴木知事」宛に適正な業務を行うための「分離発注の要望書」をお渡ししました。この先どうなるか不透明な状況ですが、官公署の担当官に説明してご理解をいただき、又、釧路地方法務局長様を始め、役職員の皆様のご協力を仰ぎながら、分離発注又は全部発注に移行して頂くべく、会員の皆様方におかれましても、問い合わせや業務発注情報を確認した場合は、積極的に同様の処理をしていただけるよう、官公署に提言することをお願いしたいと存じます。

次に「法14条地図作成作業」について、昨年度は釧路市宮本地区と同弥生地区での二年目作業が終了し「確定率は100%に届かなかった」と伺っておりますが、作業に携わって頂いた会員の皆様にはこの場を借りて厚くお礼を申し上げます。本年度は帯広市柏林台地区が二年目作業の対象となっています。又、一年目作業として、北見市美山町地区が「作業対象地区」と聞いており、今後も業務量をこなせるだけの作業班を確保することが、本会としても重要と考えております。本年度以降も会員の皆様の多数

のご参加と公嘱協会への入会をお願いするところで

す。昨年は私ども土地家屋調査士の倫理・職務規程に重きを置いた研修「年次研修」をオホーツク支部から始めました。今年度は釧路、来年度は十勝支部で開催を予定しております。大変喜ばしいことに新入会員が5名も入会して、本来なら「先輩として見本」になるべきところ、ここ数年続けて綱紀案件が発生しております。お恥ずかしい状況ですので、職務の根幹にかかわる「行動規範」を再認識して頂くことになります。

今後の大きな変化として「民法及び不動産登記法改正」に伴うルールの見直しがあります。調査士に関しては、来年4月1日から条件付きですが、境界調査の際の隣地一時使用ができる仕組みが設けられます。新規創設の「相続取得土地の国庫帰属に関する法律」も来年年4月27日施行で、その承認の要件として「境界が明らかでない土地その他の所有権の存否、帰属または範囲について争いのない土地」が挙げられています。つまりは「土地所有権の範囲が明確でないと承認は受けられません。」と法律に明記されています。衆参両院の付帯決議で民間資格者を活用することが重要であるとされていますので、国庫帰属承認時の法務局実地調査に、我々土地家屋調査士又は公嘱協会の活用を薦めていると考えております

また喫緊の課題として「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」が通達・依命通知として発出されました。これに関する要領改正には、釧路地方法務局様と早急に意見交換をさせて頂きたいと考えております。

結びになりますが、本日ご参会の皆様のご健勝と、本会の益々の発展、そしてこの厄介な感染症の早期終息を祈念致しまして、簡単措辞ではございますが、挨拶とさせていただきます。



御 挨拶

釧路地方法務局

局 長 西 山 悟

本年4月1日付けで釧路地方法務局長に着任しました、西山でございます。

この度、貴会会報誌の寄稿の機会をいただきましたので、御挨拶申し上げます。

釧路土地家屋調査士会及び会員の皆様方には、日頃から表示登記を始めとする不動産における法務行政の円滑な運営について、格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今日の複雑・高度化する経済社会にあって、不動産登記の礎である表示登記に関する業務を担っている皆様の役割は、ますますその重要性を増し、国民からも大きな期待が寄せられているところです。

皆様には、今後とも社会的使命を深く認識していただき、制度の発展に、より一層御尽力いただきますよう、お願い申し上げます。

さて、せっかくの機会ですので、今年度におけるいくつかの施策について申し上げたいと思います。

はじめに、「所有者不明土地の問題」についてです。昨年、所有者不明土地の発生と予防を目的とした「民法等の一部を改正する法律」、そして、所有者不明土地の円滑な利用を目的とした「相続等により取得した土地所有者の国庫への帰属に関する法律」という2つの法律が成立しました。その内容は、所有者不明土地の管理制度の創設、具体的相続分による遺産分割を求めることができる期間の制限、相続登記や住所等の変更登記の申請の義務化、相続等によって取得した土地の所有権を手放すことを認める方策など、いずれも国民の身近な問題に対応した法律となっています。

また、表題部所有者不明土地の円滑な利用については、先に施行されました「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」に基づき、表題部所有者不明土地解消作業が継続して実施されているところです。全国的には、本年2月までに6,181筆が解消され、当局においても52筆が解消されました。

次に、「地図作成作業」についてです。いわゆる「平成地籍整備の方針」に基づき、平成16年度から、全国の都市部の地図混乱地域を対象として地図作成作業を実施しているところですが、本作業は、表示に関する登記事務を適正・迅速に処理する上での重要な課題であるとともに、土地家屋調査士制度を地域社会にPRする絶好の機会でもあります。当局におきましても、昨年度は、本局管内の釧路市宮本・弥生地区0.53平方キロメートル、1,227筆について2年目作業を実施し、99%を超える確定率で登記所備付地図を作成することができました。作業に携わっていただいた会員の皆様に対し、この場をお借りして厚くお礼申し上げます。なお、本年度は、帯広支局管轄の帯広市柏林台地区において、2年目作業を実施しております。

そして、「筆界特定事件」についてです。平成18年1月の制度創設以来、昨年9月までに全国で2万4,000件を超す筆界について特定がされました。毎年2,000件近くの事件が申請されていることから、筆界特定制度が国民の皆様の生活の中に定着してきたことが伺えます。しかし、北海道では、札幌を除き当局管内においても減少傾向が続いています。筆界特定制度を国民の皆様にとって身近で利便性の高いものにしていくため、引き続き、同制度の適切な活用につながる取組を、会員の皆様と連携して進めてまいりたいと考えております。

以上、法務行政をめぐる情勢の一端について申し述べましたが、法務局には、「新たな行政需要に積極的に対応すること」が求められておりますので、会員の皆様のより一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、皆様がこれまで培ってこられた専門的知識をいかし、引き続き御活躍されますことを期待するとともに、釧路土地家屋調査士会のますますの御発展と会員の皆様方の御健勝を心から祈念いたしまして、私からの御挨拶とさせていただきます。



御 挨拶

釧路司法書士会

会 長 佐 渡 正 幸

本日ここ北見の地におきまして、釧路土地家屋調査士会令和4年度定時総会の開催にあたり、釧路司法書士会を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

まず待ちまして、本年度は、西山釧路地方法務局長をはじめ、ご来賓の皆様ご臨席のなかで、貴会の定時総会が盛大に開催されますことをお慶び申し上げます。おめでとうございます。また、日頃より当会の運営並びに事業に際し、貴会役員の皆様はじめ会員の皆様には大変お世話になっておりますことを、この場をお借りして改めて感謝御礼申し上げます。ありがとうございます。昨年も貴会の総会でお話をさせて頂きましたが、コロナの感染が1年後には収束しているか、または終息に向かって通常どおりの業務並びに会の運営が出来てくることを願って進んでいまいしょうと話しを致しましたが、まん延防止は何とか解除はされましたが、道東の各市町村においては、未だ感染者の数が減少に至っていない状況になっております。当会も同様ではありますが、相談会および研修会などにおいて、その執行に大変苦慮している状況であります。しかしながら、当会並びに貴会の国民に対する使命というものを考えますと、一歩進んだなかでコロナ禍の中でどのようにして業務及び会務を対処していくかを考慮しながら運営を執行していかなければならないところであると思います。

貴会並びに当会は、昨年度使命規定を盛り込んだ形で法改正を致しました。そして1年が経過したわけであります。貴会におかれましては、「不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」当会におきましては、「国民の権利を擁護し、もって自由かつ公正な社会の形成に寄与することを使命とする。」と謳われたわけであります。やはりその使命を確り

と果たすべく、コロナ禍の中で覚悟をもって進んでいかなければならないと私自身は覚悟をしているところでございます。

先程控室で丸尾会長と少し話をさせていただきましたが、会員が全国的に見て減少傾向にあるという話をお伺い致しました。ここ10年間で全国で2,000人程の会員が減少しているとのことであります。また、貴会におかれましては、丸尾会長が入会してからは50人程の会員が減少していることでもあります。当会におきましては、年々受験者数が減少している状況であり、会員の減少が今後予想されるところでございます。その原因としては会員の高齢化などがあげられるかと思いますが、その他にも当会も同様であります。業務としての認知度、将来性など様々な問題が考えられます。そのような状況のなかで、我が国日本の現在並びに今後の社会生活についての課題を鑑みますと、相続並びに遺産の承継がより一層の問題となってくるであろうと思われます。いわゆる団塊の世代の方が高齢となり、そしてお亡くなりになる数が増加することが想定されており、その終活や死亡後の手続きにおいて、貴会並びに当会は、まさに今まで積み重ねてきた業務経験と信頼を発揮して、より一層国民の要望に応えていかなければならない使命があるのではと思っております。

西山局長からもご挨拶にもありましたが、相続時に相続人が登記手続きなどをせず、登記簿上所有者が直ちに判明しないか、判明してもその所在が不明で連絡がつかない土地、いわゆる所有者不明土地の解決において、我々司法書士は相続登記や遺産承継業務、土地家屋調査士におかれましてはその手続きの過程において、空き屋などの解体による滅失登記や、売却を前提とする土地の境界確定や分筆登記、建物の変更登記など、まさにこれからの国民のニー

ズに应运っていく使命を背負っているのではないかと
思っております。この問題解決には当会と貴会の連
携を一層深めながら進めていかなければならないも
のと思っております。所有者不明土地につきまして
は、なんと日本全体の2割、数にして367.5万haが
該当しているわけであり、実は九州本島よりも広い
面積が不明になっているわけであります。土地の所
有者が不明ということになりますと、その固定資産
税等の税金の滞納や、或いは空き家によりその管理
者が不在となることによる治安の悪化、また公共事
業や宅地開発などの手続きの進行に障害が発生する
など、まさに社会的にも経済的にも問題を引き起こ
す要因となるわけであり、そういう意味においても
相続手続きの促進は将来の日本においては不可欠な
事業であると考慮されます。その解決の手段として、
法改正により相続登記の業務化が令和6年4月1日
より施行されるわけでありますが、まずは我々はそ
の問題解決の担い手として、先導して活動していかな
ければならないと思っております。

折角の機会でありますので、少し当会の最近の動
向をご紹介しますが、本年度8月3日
をもちまして、司法書士制度が150周年の節目の年
を迎えることとなります。その記念事業として、8
月7日に全国50会の司法書士会におきまして、一斉
に「相続・遺言相談会」を実施することになっており
ます。また、釧路地方法務局主催にて、5月29日
に釧路市において「遺言に関する終活セミナー」を
開催する予定になっております。当会も共催という
形で参画し、その中で相談会も併行して開催させて
いただきます。このセミナーは今後も北見市並びに
帯広市でも開催する予定となっております。また、
当会として、従来の会員向けの会報から、より地域
の皆様到我々の業務を理解していただき、身近な法
律家として一層利用していただくことを目的として、
フリーペーパーによる広報誌「知っとこ」を発刊さ
せていただきました。各法務局の受付、各市町村の
窓口、その他行政施設や金融機関などの待合に配布
させていただいた次第であります。初刊は遺言書作
成に関するものをテーマに掲げましたが、今後の年
間に2回ほど発行し、その都度地域の皆様にお有用な
情報発信をしていきたいと思っております。

最後になりますが、貴会並びに当会が、その使命

を今後も確りと果たした中で、国民の期待により一
層応え、士業としての更なる信頼を積み重ね、共に
制度発展のために、今まで以上に理解を深め、その
想いを共有した中で歩いていくことをお願い申し上
げ、また貴会の会員皆様のご健康とご多幸を心より
ご祈念し、挨拶とさせていただきます。本日は、誠
にありがとうございます。ありがとうございました。



総 会 挨 拶

釧路公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 瘡 師 敏 幸



令和4年度第37回定時総会を開催するにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

冬の寒さから開放され、躍動感に満ちあふれる季節を迎え、皆様には何かとご多用のところ、本日の総会にご出席頂き、誠にありがとうございます。また日頃から、当公嘱協会の運営活動につきましてご理解とご協力を賜り、心から感謝申し上げますところでございます。

今、私達を取りまく環境は内外ともに厳しい状況にありますが、特に新型コロナウイルスが変異を続けながら感染拡大をし、十勝管内においても病院・学校・グループホーム・養護老人ホームなどでクラスターが発生しており、その終息のきざしが依然として見えておりません。

今後も流行に大きな影響を与えるウイルスは数年おきに出現すると感染症疫学のチームが発表しており、これから先も新型コロナウイルスの感染症が続くとすれば精神的にも重圧感が増加し、かつ場合によってはまん延防止重点措置が実施されるとすれば、経済的にも多大な悪影響が出るものと思われます。

一方目を海外に転ずればロシアによるウクライナ侵攻の暴挙は世界を震撼させ、人道的にも平和への願いにも逆行するもので、許される行為ではありませんが西側諸国の制裁措置は当然としても日本にも経済的影響が出ることは必至であります。

ちなみに、第二次世界大戦後から不法に占拠され続けている北方領土問題の解決はもはや後生に委ねざるを得ないことを覚悟すべきであり、かつ、エネルギー、食糧など輸出入の停止による問題など枚挙に暇がないほどであります。

これを機会として現在の食糧自給率37パーセントと先進諸国で最低の状況を脱して、より高い自給率の向上策を確立することが喫緊の課題であり、第一次産業の発展にもつながるものと確信するところであります。

さて、昨年度の公益目的事業であります、令和2年度から行っている地図作成作業は釧路市宮本・弥生地区は無事納品することができました。また帯広市拍林台地区の1年作業の基準点作業も無事納品いたしました。

今年度は帯広市拍林台地区の2年目作業ですので筆界承諾確定率100%を目指して頂けるよう宜しくお願いします。また北見市美山町東地区では1年目の基準点作業になりますので担当社員様には更なるご協力を願います。

登記所備付地図作成作業では、これまでの大都市

型及び復興型地図作成作業においては境界標を設置することが仕様書に明記されています。令和5年度から従来型地図作成作業にも筆界保全標の設置が加わり、予算化されることになりました。日本土地家屋調査士会連合会では地図作成作業における作業工程や作業期間の見直しだけでなく、効率的な作業を行うための体制の整備について検討していく必要があると考えています。そこで本協会としても筆界保全標設置方法及び積算について検討していますが、北海道では凍結や積雪などの物理的問題があるため、北公連の四協会とも協議しながら作業工程内に実施できるか検討して参ります。

令和4年度の帯広開発建設部での嘱託登記等の単価契約については、現地調査及び測量業務のない委託業務であることから受託した場合は、調査士法違反となるおそれがあるということで昨年度同様に不参加と致しました。

今年度の農林水産省経営局から国有農地測量・境界確定委託業務での調査地は十勝では河西郡中札内村上札内西2線332番1とオホツクの紋別郡遠軽町生田原清里189番13外4筆でありますので落札致しましたら参加者を募集させていただきますので宜しくお願いします。

令和5年10月1日からインボイス制度が導入されます。本協会としても業務処理報酬での消費税の取り扱いにおいて社員が課税業者か免税業者かを確認し業務処理報酬内の消費税を検討して参りますので社員の皆様も適格請求書発行者に登録するかご検討をお願いします。

平成28年8月1日に激甚災害時における全公連と全公連加盟協会とで「災害時における支援協力に関する協定書」を締結しており、大規模災害により被害が生じた時に加盟協会が相互に協力し、被災地の復旧に努めることとなっております。そこで本協会でも災害時の連絡網の構築（案）を策定して災害発生に伴う各種報告書等を作成し、復興支援ができる体制を構築して、「官公署から選択される協会」を目指して日々活動して参ります。

結びにあたり、新型コロナウイルス感染症に負けることなく、普段から三密回避、人との距離の確保、マスク着用、手指消毒、換気を徹底しながら日常業務に努めいただきますよう強く要請いたします。

本日この総会にご参会賜りました皆様におかれましてはくれぐれもご自愛のうえ、益々のご隆盛とご健勝を切に祈念申し上げて、本総会のご挨拶とさせていただきます。

日本土地家屋調査士会連合会定時総会報告

釧路土地家屋調査士会 理事

横山 太郎



令和2年度及び3年度がオンラインによる総会開催となったため、本総会は3年ぶりに一堂に会しての会場開催となりました。

開会に先立ちセレモニーが行われ、津島法務副大臣をはじめとする来賓の皆様が入場。開会の辞、連合会長挨拶、来賓挨拶、祝辞の後法務大臣表彰が行われ、当会からは坂下顧問が受賞されました。



法務大臣表彰を受ける坂下直樹顧問

その後議事に移り、1日目は令和3年度の事業報告、諸規則の変更について上程され、すべて承認されました。

2日目は令和4年度の事業計画が上程され、可決承認されました。

いくつかの点をピックアップして報告します。

- ・民法改正（令和3年度）に伴う土地家屋調査士の業務に与える影響（特に相隣関係・土地立入権関係）については、連合会にてマニュアルを作成していること。
- ・今年度も助成金対象会向けに、民法改正（令和3年度）のweb研修会（講師：山野目教授）が開催されること
- ・令和5年度で終了する助成金については、打ち切りの方向であること。

以下、感想文です。

- ・基本的に質問意見は事前に受け付ける形式で、当日の質問は時間の都合で1名のみで打ち切りとなりました。1名だけは少ないなと思いました。

- ・「所有者不明地財産管理人制度」は（弁護士・司法書士ではなく）現況に強い土地家屋調査士が適任であり、今後のビジネスチャンスとして裁判所にPRする必要がある。という意見がありました。自分も同意見です。
- ・「土地家屋調査士総合研究所」という部署の設置が検討されているそうです。どのような組織になるのか、楽しみです。
- ・日調連ではSNS（FACEBOOK）の公式ページが作成され、各単位会にも導入を呼びかけていました。釧路会はどうでしょうか。
- ・ADRについては各地あまり普及が進んでいないようです。調査士による「単独代理権」の提案もありましたが、なかなか（業際関係で）難しいようです。

以上で報告となりますが、最後に貴重な機会を頂いた丸尾会長をはじめとする釧路会の皆様に感謝を申し上げます。ありがとうございました。



会場の東京ドームホテル

所有者不明土地・建物管理制度の創設

釧路土地家屋調査士会

顧問弁護士 簗 島 弘 幸



1 令和3年の民法及び不動産登記法の改正は、所有者不明土地・建物の発生を防止し、既発生所有者不明土地・建物への有効な対応策を整備するものでした。前回の寄稿で取り上げた相続登記の義務化をはじめとして、改正項目は多岐に及んでいます。

今回は、「所有者不明土地・建物管理制度」の創設についてご紹介いたします。

2 現在、所有者不明の土地・建物に管理・処分を及ぼす制度は、名義人が自然人の場合は「不在者財産管理人」（所有者の所在が分からず、生死も不明の場合）又は「相続財産管理人」（所有者の死亡は明らかであるが、相続人が不明・不存在の場合）を家庭裁判所に選任してもらう方法しかありません。名義人が法人の場合（法人の所在不明とは、法人の所在地に実態がなく、代表者の行方もわからない場合です。）は、地方裁判所に代表清算人等の権限ある者を選任してもらう方法をとります。

これまでは上記の制度を使って対処をしてきましたが、「不在者財産管理人」と「相続財産管理人」は、「所有者不明土地・建物」の管理の観点からすると、使い勝手の悪いものでした。

使い勝手の悪さは、上記の制度がいずれも「人」を単位とすることに由来しています。

例えば、ある特定の不動産を売却する目的で利害関係人が「不在者財産（または相続財産）管理人」の選任を申し立てた場合、選任された管理人は、売却対象の不動産のみならず、その他の財産についても調査し、財産目録を調製して管理する義務を負います。制度上、「財産管理人」選任を申し立てた人が求めている事項までやらなければいけないため、管理期間の長期化、ひいては報酬の高額化（報酬相当額は申立人が予納する必要があるため、結局申立人の負担が増えます。）をもたらしました。「不在者財産管理人」や「相続財

産管理人」の選任申立てをすると、目論見以上に話が大きくなってしまったため、利用を躊躇する実情にありました。

3 既存の制度の使い勝手の悪さを踏まえ、今回の法改正で「所有者不明土地管理制度」と「所有者不明建物管理制度」が創設されました（改正後民法264条の2から8。令和5年4月1日施行予定）。この制度は、特定の所有者不明土地・建物に限定して「所有者不明土地（建物）管理人」を選任する制度であり、「物」を単位に制度設計されています。

「所有者不明土地（建物）管理」は、利害関係人の申立てに基づき、異議届出期間（1か月以上）の公告期間経過後、地方裁判所が管理命令を発令して開始されます。裁判所書記官が遅滞なく管理命令の嘱託登記をし、管理命令及び管理人選任の事実は登記事項として公示されます。

管理人は、対象土地・建物につき、保存・利用・改良行為を行う権限を有します。裁判所の許可を得れば、対象土地・建物の処分（売却、取り壊し）も可能です。管理義務は、土地建物と引き換えに受け取った売却代金に関して存続しますが、供託により手放すことができます。管理対象財産がなくなったときは、申立てまたは職権により管理命令が取り消されて業務終了となります。

4 「所有者不明土地（建物）管理人」は、事案に応じて、「管理人としてふさわしい者」が選任されます。法務省のHPで公開されている「令和3年民法・不動産登記法改正、相続土地国庫帰属法のポイント」と題する資料には、所有者不明土地に関し、「境界の確定等が必要となるケースでは土地家屋調査士を管理人として選任することが考えられる。」との記載があります。皆様にも、地方裁判所からお声がけがあるかもしれません。

紆余曲折

釧路土地家屋調査士会

釧路支部 笠井 崇子



私は、なぜ土地家屋調査士を目指したのか。少し考えてみた。

理由その1 会社勤めをしたから。

短大を卒業して、地元の企業に就職。初めに「新人研修」というものが1ヶ月間あって、文章の書き方から始まり、工場見学まで。ただ初日に言われたのが、女性は職場の花です、と。それはそれないと思いつつ、結局辞めるまで引っかかっていた。私の就職した頃は、それが世間の常識だったように思う。

でも職場の皆さんは温かく、会社に体育館やテニスコートもあり、趣味のバドミントンも続けられ、実業団の全国大会にも二度参加させていただいた。私の職場の「花」たちは、とても団結力があり、日曜日には山登り、平日、仕事終わりに海に行ったり（会社の海の家があった）、楽しく過ごしていた。

一方、社内で仕事を続けられる女性は限られており、それなりに資格があったような気がして、私のような国文科では、なんの役にも立たないと思うようになった。4年で退社。自宅でできる仕事で、何か資格をと考えたとき、会社の先輩から司法書士はどう？と言われた。司法書士がどんな仕事なのか分からず、その方の義理のお兄さんの事務所を紹介され、補助者として勤めることになった。

理由その2 司法書士事務所で土地家屋調査士の補助者になったこと。

なぜか司法書士の補助者よりも土地家屋調査士の補助者の仕事を任され、忙しいときは、当時議事録は和文タイプで作っていたので、決算期後は残業することもあった。タイプの議事録は、一字間違える

と全部やりかえなくてはならず、根気を試されていたような気がする。近所に英文、和文のタイプライターを教える専門学校のようなものもあり、1ヶ月くらい通ったりもした。暇を見て勉強してもいいと言われたが、そんな余裕もなく、2年で退所。東京に妹がいたので、専門学校へ。運良く、その年に土地家屋調査士に合格。本当に試験に自信が持てなかったし、午後の試験で、書式の問題まで手が回らず、あせったことしか記憶にない。

こうして書いていると、両親に迷惑かけたなと思う。本人は一生懸命頑張っていたつもりなのだが、こんな子どもがいたら迷惑だっただろうと、反省もする。ただ、試験に合格して、両親とも喜んでくれたことが恩返しになったとしたら、嬉しい。



低価格・高精度GNSS測量機のご紹介

釧路土地家屋調査士会

十勝支部 中村浩司



私は、数年前にu-blox社から低価格・高精度のGNSSモジュールが発売されたのをきっかけに、フリーソフトのRTKLIBを使って、My電子基準点（RTK基準局）を運用しております。事務所の屋根にGNSSアンテナを設置し、インターネットを介して、24時間、RTK観測用の補正データを配信するものです。補正データは、誰でも無料で自由に利用することができます。現在、釧路会でも他に2名、全国で分かっているだけでも、約20の土地家屋調査士、調査士法人、単位会が配信しています。

RTK基準局は、半径10km圏内であれば、センチメートル級のRTK測量の基準点として利用できます。これまで、個人的な利用目的としては、測点探索や現況測量等に使用しておりました。精度的には十分でしたが、メーカー製の測量機と違い、地理院の測量機登録がなく、境界測量に使うには抵抗がありました。

ところが、今年（5月）、ビズステーション株式会社が販売しているGNSS測量機が国土院のGNSS測量機1級に登録されました。無料で利用できる基線解析ソフト・手簿記簿ソフト（Drogger Processor）も登録対象となっています。これにより、低価格GNSSが、公共測量でも利用可能となりました。また、現在はベータ版ではありますが、網平均計算も附属しており、いずれ、網平均計算部分も検定を受けるとのことです。

かつて某測量機器販売代理店の社長さんが、「こんなもの（本人曰く）は、ただの受信機なので、これからドンドン価格が下がりますよ。」と語られていたのが、十数年かかってようやく実現しました。これからこの業界でもGNSS測量が身近になること

と思います。

さて、本题のビズステーション株式会社の、2周波 RTKセンチメートル級 u-blox F9P搭載 高精度 GNSSレシーバー「DG-PRO1RWS」をご紹介します。（注：私はユーザーではありますが、メーカーとは一切関係がありません。）



RWX（税込¥153,780）



RWP（税込¥87,780）

「DG-PRO1RWS」は、RWX、RWPに共通するGNSS受信機部分で、1級登録を受けているのは、アンテナ（2機種）とセットのものです。

操作用Androidアプリ「Drogger GPS」、解析ソフト・手簿記簿ソフト「Drogger Processor」（Windows用）は、ダウンロードして無料で利用できます。

ビズステーション株式会社HP

https://www.bizstation.jp/ja/drogger/dg-pro1rws_index.html

ルシャ川のコタン部落を探して

1970年 高木壽一 日誌より

釧路土地家屋調査士会

オホーツク支部 高木 壽 一



知床半島の中程に、4,000ヘクタール程の比較的平坦な「ルシャ」と言う地区が有り、製紙会社の社有林と国有林にまたがってコタン部落があったと聞いていたので、北海道や斜里町から頼まれていた訳でも無いのに事前に「しれとこアイヌ民族遺跡調査」のためと入林許可を得たうえで、ルシャ川の河口付近を中心に、化石や遺跡を調査していた。

そんな折、ルシャ川の二股の上流部にアイヌ部落があったと、友達が文字の書けないお婆さんから聞き、地図も書いて貰ったと、絵だか地図だか判別出来ないものが広告紙の裏に書かれた紙切れを持ってきたのが、28才で人生を閉じたかもしれない悲劇の始まりだった。

昭和45年10月初め、その友達とアイヌの集落の探検にいこうと約束したが、出発の前日に成って友達是用事が出来たので行けないとのこと、どうしたものかと思案したが、私の物好きと行き当たりばったりの計画性の乏しさが頭をもたげ、まあいいか一人で行くかと、地図だか絵だか判別しがたい紙切れ1枚をポケットに、深夜に斜里町を出発、朝焼けで白々とする頃、ルシャ川の鮭鱒捕獲場に愛車を置いて、アイヌ部落があると教えられたルシャ川の5キロメートル程上流の二股を目指して、コタンの足跡をたどる冒険を始めてしまった。

4,000ヘクタールに及ぶ広大な山林も伐採搬出業者により製材になる木はほぼ切り尽くされ最後の残整理の状態に有ったので、木材搬出のため沢筋に造った急ごしらえの林道を、朝日を浴びながら快適な第一歩を踏み出した。

幾つも枝分かれする散歩道とも思える川沿いの林道を上っていくと突然様子が一変した。林道の両側からは2mを越えるクマ笹が道をふさぎ、道路は至る所で決壊し、土砂が積もり、木が倒れ、けもの道のような通路を進むにつれ全身から汗が噴き出してくる。

河口を出てからすでに5時間、やっと二股らしいところに陣取り、5万分の1の地図とお婆さんの怪しげな図面を見ながら、小高い尾根を登り、引き返して小沢を探索する等、幾度となく行きつ戻りつして疲れ果て、土場の朽ちかけた大木の切り株に腰掛けて、遺跡探索の駄賃に採取したリックサック一杯の椎茸を酒の魚に、今夜の晩酌はさぞ旨かろうと

眺めていたとき、はっと気が付いた。

気が付くのが遅すぎる。アイヌ部落跡は見つかるわけが無い。

この広大な山林の皆伐事業、この平坦な部落跡は当然材木の集積場所になる。

今座っているここだ。この平坦な材木の集積土場が、コタン部落跡だ。

ああ 何時もの通りドジな俺。すでに太陽は西の山陰に隠れようとしている。

帰り支度を調べ、欲張って取ったリックサック一杯の椎茸が、ずっしりと肩に食い込む。

夜のとぼりが降りようとするこの時間帯はすでに山の王者ヒグマの世界だ。

しかし、我も又自称マタギの端くれ、夜道の準備に怠りはない。

2mの黒いロープを取り出してヒグマの大嫌いなカラス蛇にしたて、いざ下山開始だ。

頼りにするのは心もとない懐中電灯と電波が悪くて途切れ途切りの携帯ラジオの音声を山に響かせ、悪路と戦いながらの下山、1時間も下ったところ、猛獣独特の生臭いにおいが鼻をつく、やはり見送りに来たか山オヤジ。

愛用のライフル銃にマグナム弾を装填、背後は模擬カラス蛇の守り神、さあ来い、緊張の歩を進める時は刻々と流れ20分も過ぎたろうか、少し開けた河原に出ると、あの何ともいえない生臭い嫌な臭いが消えた、諦めたか、勢いを付けて更に30分下り、やっと砂利道にたどり着いた。

しかし、ここは「しれとこ」のど真ん中、夜道は危険が一杯、すると又しても生臭いあの臭い、今度は近いぞ、極端な緊張で体全体の毛が逆立つ。

静かにゆっくりとあたりを見渡すと、三日月に照らし出されて10m先、300kgを越えようかと思われるオスのヒグマが木の陰に寄り添い立って俺を睨んでいる。

しからは、カラス蛇の守り神を2m程の杖の先に取付け、山オヤジに挨拶に向かうと、山オヤジも洪々山の奥に引っ込んだ。

椎茸の重さに耐えながら何とか愛車にたどり着いたあの日のことを思い浮かべつつ、自然に帰り行く「白い所」「地の涯」と恐れられたしれとこの山並みを何時までも護り続けたい。

入会のご挨拶

釧路土地家屋調査士会

十勝支部 奥田 邦彦



このたび、釧路土地家屋調査士会十勝支部に入会させていただきました奥田邦彦です。入会の挨拶ということで簡単な経歴と土地家屋調査士としての抱負を述べさせていただきます。

私は、高校卒業後に測量会社で2年実務経験を積み、測量専門学校へと進んで測量士を取得しました。その後は約20年間公共測量等に従事してまいりました。土地家屋調査士の資格は以前勤めていました測量会社で知り興味がありましたが、数年前まで土地家屋調査士を目指すきっかけを探せずにいました。

ようやく自分が成長しなくてはと考えることが出来るようになり、土地家屋調査士を目指して試験の勉強に取り組み始め、令和3年度の土地家屋調査士試験に合格し、令和4年4月に登録となりました。まだ業務を始めたばかりで土地家屋調査士としては業務経験も浅く未熟者ではありますが、業務を行う以上、依頼者にとって最良の方法で行わなければなりません。そのためにも知識と技術の向上に努めなければなりません。また土地家屋調査士としての看板を背負っている以上、新人だとしても周囲の人からは一資格者として見られるため、緊張感をもって業務を行うよう心掛けていきたいと思っています。土地家屋調査士は不動産の表示に関する登記、土地の筆界を明らかにする専門家として公正かつ誠実に業務を行わなければならないとされていますので、土地家屋調査士の使命として、重責のある仕事だと考えています。

最後になりますが、諸先輩方に一日でも早く追いつけるように日々努力し、社会に貢献し信頼される土地家屋調査士を目指し精進したいと思いますので、何卒ご指導ご鞭撻のほど宜しくお願い致します。



《 会 の う ご き 》

自 令和4年2月～至 令和4年7月

月	日	主 要 事 項	開催場所	開催時間	備 考
2	2	全国会長会議	電子会議室（WEB）	10:00～17:00	丸尾会長
	7	綱紀委員会	事務局会議室	13:30～16:00	綱紀委員6名
	14	令和3年度第2回土地家屋調査士新人研修	各事務所（WEB受講）	9:30～17:05	角鹿・川野
	15	〃	〃	8:45～18:05	角鹿・川野
	16	〃	〃	8:45～16:30	角鹿・川野
	〃	銀行担当者向け研修会に関する意見交換会	加納事務所（WEB）	13:30～17:00	加納常任理事
	17	綱紀委員会	事務局会議室	13:30～15:00	綱紀委員3名
	〃	臨時理事会	事務局会議室	14:00～14:30	役員13名
	25	広報部会	事務局会議室	14:00～16:00	加納・長岡・佐渡
3	2	土地家屋調査士ADRセンター担当者会同	坂下事務所（WEB）	13:30～16:30	坂下ADRセンター長
	4	綱紀委員会	事務局会議室	13:00～14:00	綱紀委員5名
	9	常任理事会	各会場（WEB会議）	14:00～17:00	丸尾・野田・松田・前田・遠藤・加納・榎本・小野寺・横山
	18	注意勧告理事会	事務局会議室	13:30～16:30	注意勧告理事5名 オブザーバー 3名
	22	登録事前面談	丸尾事務所	11:00～12:00	丸尾会長 新入会員 奥田邦彦
	31	注意勧告理事会	事務局会議室	13:30～16:00	注意勧告理事5名 オブザーバー 3名
4	13	会計監査	事務局会議室	10:00～13:00	吉田英一・福田・丸尾・遠藤
	〃	財政検討委員会	〃	12:00～14:00	丸尾・野田・前田・遠藤
	〃	常任理事会	各会場（WEB会議）	14:00～17:00	丸尾・野田・松田・前田・遠藤・加納・榎本・小野寺
	21	登録交付式	事務局会議室	11:00～11:30	丸尾・野田 新入会員 奥田邦彦
	23	北海道ブロック業務適正化推進委員会	札幌会会議室	16:00～17:30	坂下業務適正化推進委員長
	25	第1回支部長会議	各支部会場	14:00～14:30	支部長3名 本会5名 オブザーバー 1名
	〃	第1回理事会	各会場（WEB会議）	14:30～17:00	役員14名 オブザーバー 2名
5	12	登録事前面談	事務局会議室	14:00～14:30	丸尾会長 新入会員 山下広介
	16	「表示に関する登記における筆界確認情報の取扱いに関する指針」に係る担当者会同	びばーる	15:00～17:00	野田・前田・榎本
	17	北海道ブロック協議会業務適正化推進委員会	北海道庁	16:00～17:30	丸尾会長
	18	〃	北海道開発局	9:30～10:30	〃
	20	業務研修部会	むつみ会館	12:00～13:00	前田・小野寺・榎本・横山・松田
	〃	定時総会	ホテル黒部	15:00～17:00	本人出席28名 委任状41名
6	4	ブロック協議会役員会	札幌会会議室	15:00～17:30	丸尾・松田・前田
	10	第2回支部長会議	十勝ガーデンズホテル	14:00～14:30	支部長3名 本会4名
	〃	第2回理事会	〃	14:30～16:30	役員15名
	17	北海道ブロック業務適正化推進委員会	シエスタハコダテ	15:00～17:30	坂下業務適正化推進委員長
	21	連合会定時総会	東京ドームホテル	13:30～18:00	丸尾会長・横山理事・松田日調連理事・坂下直樹法務大臣表彰受賞者
	22	〃	〃	9:00～12:00	丸尾会長・横山理事・松田日調連理事
	26	令和4年度第2回土地家屋調査士新人研修	つくば国際会議場	12:50～20:00	高橋章文・奥田邦彦
	27	〃	〃	8:30～18:15	〃
	28	〃	〃	8:30～15:30	〃
7	1	北海道ブロック協議会定時総会	北海道ホテル（帯広）	16:00～18:00	釧路会18名
	8	第17回特別研修（基礎研修）	札幌会会議室	13:00～17:55	奥田邦彦・有資格者1名
	9	〃	〃	9:30～17:45	〃
	10	〃	〃	9:30～17:15	〃
	19	登録交付式	事務局会議室	11:00～11:30	丸尾・野田 新入会員 山下広介
	〃	綱紀委員会	事務局会議室	13:30～15:00	綱紀委員4名 オブザーバー 2名
	22	広報部会	事務局会議室	10:00～15:00	加納・長岡・佐渡

《会 員 異 動》

新 入 会 員



十勝支部 奥 田 邦 彦 会 員

令和4年4月1日登録

事務所所在地 帯広市西14条南30丁目2番地15

生年月日 昭和55年9月1日

電話番号 0155-67-6055



釧路支部 山 下 広 介 会 員

令和4年7月1日登録

事務所所在地 標津郡中標津町東7条北7丁目1番地

生年月日 昭和57年3月1日

電話番号 0153-72-2212

退 会 者

十勝支部 梶 原 辰 也 会 員

令和4年3月28日休業しました。

オホーツク支部 藤 井 誠 二 会 員

令和4年3月31日退会しました。(会到着日)

《登録事項変更》

変更なし

《会員数 令和4年7月1日現在 76名》

編 集 後 記

本号の発行に際しまして、ご多忙のなか多くの方々にご協力いただきありがとうございます。
た。

次号以降も、仕事の事はもちろん、研究している事、趣味の事、地域の事など多岐にわたる
寄稿をお待ちしておりますので、よろしくお願い致します。(長岡)

広 報 部 長 加納 芳郎

広報担当理事 長岡 秀和 佐渡 真弓

ケガや病気による
入院・通院に
備えておきたいな。

団体総合生活補償保険が
お役に立ちます！

登記誤りを起こして
しまい、顧客から
損害賠償請求を
受けてしまった。

土地家屋調査士賠償責任保険が
お役に立ちます！

土地家屋調査士を
取り巻く
さまざまなリスク
その時
お役に立ちます！



所得補償保険がお役に立ちます！

測量機器総合保険
(動産総合保険)がお役に立ちます！

ケガや病気で入院。
その間の収入を
どうしよう。。。

測量中にうっかり
測量機器を破
損してしまった。

※このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細は商品パンフレットをご覧ください。

【お問い合わせ先】

<代理店・扱者> 有限会社 桐栄サービス TEL.03(5282)5166

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町1丁目2番10号 土地家屋調査士会館6階

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 TEL.03(3259)6692

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 広域法人部営業第一課

【好評図書のご案内】

不動産登記申請書記載例集の決定版！



表示登記編 完結！

不動産登記の書式と解説

第1巻 土地の表示に関する登記

第2巻 建物・区分建物の表示に関する登記

不動産登記実務研究会 著

【第1巻】2021年11月刊 A5判 312頁 定価3,850円(本体3,500円) → 特価3,470円(税込)

【第2巻】2022年3月刊 A5判 640頁 定価7,150円(本体6,500円) → 特価6,440円(税込)

正しい地図の作成に欠かせない「唯一の」実務解説書



4訂版

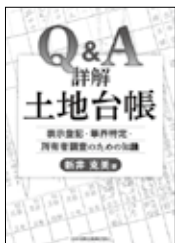
表示登記にかかる各種図面・地図の作成と訂正の事例集

9年ぶりの改訂版!!

現 横浜地方法務局港北出張所統括登記官(所長) 宇山 聡 著

2022年5月刊 A5判 296頁 定価3,300円(本体3,000円) → 特価2,970円(税込)

読み解くために必要な知識を網羅した全129問



Q&A 詳解 土地台帳

表示登記・筆界特定・所有者調査のための知識

元横浜地方法務局長・元都城公証人・都城市代表監査委員 新井克美 著

2022年1月刊 A5判 800頁 定価9,460円(本体8,600円) → 特価8,510円(税込)

特別価格・送料無料 書籍申込書 お申込締切 2022年10月31日(月) 必着

お届け 確認後、4～5営業日で、郵送または宅配にて出荷します。
※在庫が無い場合は、少々お時間を頂きます。

ご注文 FAX.03-3953-2061 太枠内を記入し、弊社に送信ください。

お支払 商品に同封の振込用紙をご利用ください(振込手数料は弊社負担)。

書 名			特価(税込)	部数	書 名			特価(税込)	部数
不動産登記の書式と解説 第1巻	49181	不書1	3,470円	部	4訂版 表示登記にかかる	40102	2,970円	部	
土地の表示に関する登記					各種図面・地図の作成と訂正の事例集	表各			
不動産登記の書式と解説 第2巻	49182	不書2	6,440円	部	Q&A 詳解 土地台帳	40869	8,510円	部	
建物・区分建物の表示に関する登記					土地帳				

右記二次元コードまたはURLからでも
特別価格・送料無料でご注文いただけます！
<https://forms.gle/BD1WLX11qrBicoSF9>



■お申込日 年 月 日

販促コード：204807

フリガナ	TEL
お名前	FAX
ご住所 〒	通信欄

※ご記入いただいた個人情報は、商品の発送、お支払いの確認などの連絡および弊社からの各種ご案内(刊行物のDM、アンケート調査など)以外の目的には利用いたしません。



日本加除出版

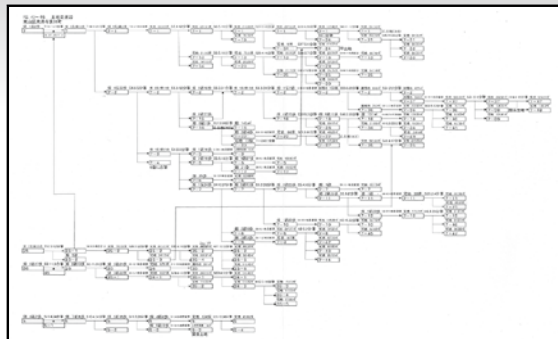
〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp
TEL (03) 3953-5642 FAX (03) 3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

表示登記申請システム

大好評! 土地変遷(沿革)図

- 明治初期～現在までの土地の変遷を辿れます!
- 分合筆、地目、地積、所有者を自由に登録!
- 登記情報を取り込み、図を自動で作成!

取得した登記情報をもとに土地の沿革図(分筆や合筆によって変更された情報)を作成します。閉鎖した情報(書面の登記情報)を追加する場合にも入力補助を用意しているので、迷うことなく入力、簡単に作成できます。



土地変遷(沿革)図の便利な機能をご紹介します!

グリッド表示

沿革図の画面にグリッド線を表示します。
各地番の位置調整の際にご利用ください。

- ・年代ごとに簡単にきれいに並べられます!
- ・整列などの操作が可能に!

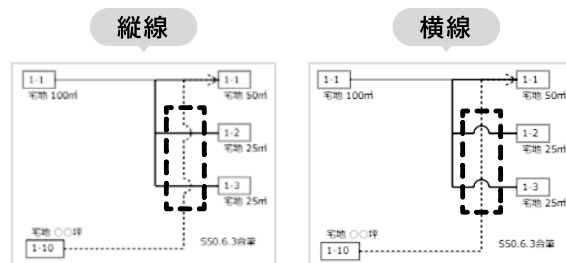


連続土地の追加

筆数を設定するだけで、自動で連番で土地を追加します。



飛び地の場合でも分かりやすく表現できます



オプション

- CADシステム - 請求・入金システム

土地家屋調査士版

電子帳簿保存法
改正に対応

期間限定キャンペーン実施中! 2022年9/30金まで

タイプA		タイプB		タイプC		タイプD		タイプE
表示登記 + CAD + 請求入金 申請システム + システム + 決済処理システム		表示登記 + CAD 申請システム + システム		表示登記申請システム		表示登記 + 請求入金 申請システム + 決済処理システム		請求入金 決済処理システム
一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入	5年リース	一括購入
¥458,000	月額¥8,400	¥398,000	月額¥7,300	¥218,000	月額¥4,100	¥278,000	月額¥5,200	¥60,000

表記はすべてスタンダード版の価格です。ネットワーク版をご希望の場合は別途お問い合わせください。全て税抜価格となります。

bbs 株式会社ビービーシー
表示登記申請システム 検索

TEL. 03-5909-5772
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6 階

東京
本社

大阪

名古屋

福岡

札幌

仙台

高松

広島

全国の土地家屋調査士の業務を、 ソフトウェアで幅広くサポートしています。



30日
無料体験版
あります！



測量CADシステム【トレンドワン】

TREND-ONE (トレンドワン) は、強力な64bitアプリケーションの測量CADシステム。公共測量や土地家屋調査士業務で必要とされる各種計算や作図機能などを備えており、国内シェアNo.1の測量CADです。



TREND REX

土地家屋調査士業務支援システム【トレンド レックス】



TREND REX (トレンドレックス) は、不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成 (登記申請書・委任状・不動産調査報告書等) から、事件管理・顧客管理・立会の管理といった一連の調査士業務を支援します。

二つのシステムが連携し、土地家屋調査士業務を効率化します。

受託・事件管理

情報収集

調査・測量・図面作成

書面作成

調査報告書

登記申請書

オンライン申請

報酬額計算

さらに！公図などの資料と、現況の点群をCAD上で重ねて活用！

ドローン等で取得した点群データを取り込み、ストレスなく編集ができる3D点群処理システムTREND-POINT (トレンド ポイント)。TREND-ONEとの連携で「重ね図」にも活用できます。



TREND-POINT

3D点群処理システム【トレンド ポイント】



福井コンピュータ株式会社

中四国営業所／広島市南区比治山本町16-35 広島産業文化センター11F

札幌・盛岡・仙台・水戸・宇都宮・高崎・新潟・長野・さいたま・千葉・東京・川崎・静岡・名古屋・岐阜・福井・京都・大阪・神戸・岡山・高松・松山・広島・山口・福岡・熊本・別府・宮崎・鹿児島・那覇

●製品情報・カタログ請求・各種お問い合わせは

【福井コンピュータグループ総合案内】

0570-039-291

福井コンピュータ 検索 <https://const.fukuicompu.co.jp>

初学者向け 通信教育

午後の部 試験攻略のための 土地家屋調査士

特典!

本試験会場に持ち込める
必携の記述式用器具付き!

- 縮尺定規「すいすい君 すらすらちゃん」
- 全円分度器

関数電卓 (CASIO fx-JP500対応) の
複素数モードの機能を完全に
修得できるメディア教材付き!

- 複素数で解く土地の
記述式問題 (全6問) (DVD)

新 最短合格講座

選べる3コース10タイプ ・DVDタイプ ・ダウンロードタイプ (WMVファイル)

改正法にも
完全対応!!

～ ホームページでサンプル映像配信中! ～

注目!

東京法経学院はココがちがう!

7つのポイント

レクチャー

内堀 博夫 本学院専任講師

1

合格実績が違う!
他を圧倒した合格者を輩出
しています!

令和2年度土地家屋調査士試験
東京法経学院合格輩出実績
合格者392名中256名輩出
合格占有率65.3%

※公開模試や直前ファイナル等の短期講座のみ
受講の方、書籍・教材のみ購入の方は含まれて
おりません。

2

講師陣が違う!
担当の内堀専任講師をはじめ、
講師陣の層の厚さが半端ない!

真の講義力は、受講生の反応をリアルタイム
で確認しながら進める対面授業(イン・パーソ
ン・クラス)によって身に付くものと考えており
ますが、担当の内堀専任講師は対面授業時間
数が1万時間を超えております。本講座では、
その対面授業で培った能力を十分に発揮して
いますので、安心して受講していただくことが
できます。近年合格した方を教壇に上げるこ
とはございません。

試験を知り尽くした講師陣が総力で、教材制
作や答案講座等の問題作成にあたっています。
試験傾向を徹底的に分析し、どのレベル、どの
角度からの問題にも対応できる良質の問題作
成に取り組んでいます。

3

テキスト・教材が違う!
入学しなければ入手できない、
講座専用完全オリジナル教材

本講座の学習に使用する教材の選択は、その後の
進行のすべてを左右する大切な部分です。本学院で
は、受験指導校としての実績をもとに合格に必要な
不可欠な知識を余すことなく網羅し発刊した、講座専
用の完全オリジナル教材「合格ノート」と「書式攻
略ノート」を使用いたします。本教材は非売品です
ので本講座に入学しなければ入手することはできま
せん。また答案練習講座(答練)に進級した際に使用
する解説書の【参照】欄には「合格ノート」の参照頁を
記載しておりますので、復習の際のムダな時間を大
幅にカットできるうえ、本試験直前の総まとめの場
面においても、爆発的な威力を発揮する、まさに合
格までのオールインワン教材となっております。

4

全コースに「過去問テキスト」がついてくる!
“平成年代”完全制覇!
昭和年代も重要問題はセレクトして収録!

資格試験において、過去問学習は必須項目です。
本学院の過去問集は昭和年代からの過去30年以
上の過去問を、常に最新の法令に準拠させ、受験
生の皆様にご提供しております。基礎力総合編にも
含まれています。

5

もちろん、複素数にも対応しています!
時間短縮に最適!

土地家屋調査士試験は、まさに時間との勝負と言
われる程、知識とテクニックが問われる試験といえま
す。複素数の修得はそれだけで有利になる計算テク
ニックなのです。

6

ダウンロード講義ファイルが扱いやすい!
(WMVダウンロードタイプの方)
あらゆるシチュエーションに対応できる!

本学院のダウンロード講義ファイルは、オンラインでし
か見れないストリーミング配信とは異なり、一度ダウン
ロードしていただければ、あとはオフラインで視聴いた
だけます。USBメモリに入れて別のパソコンでの視聴は
もちろん、スマートフォン・タブレット等のモバイル端末
でのオフライン視聴も可能ですからバケット量を気にす
ることもありません。しかも削除されない限り、受講期間
終了後も視聴できるから安心です。

7

充実した答練講座がちがう!(総合コースの方)
試験を知り尽くした講師ブレーン炸裂!
的中続出の新作予想問題!

過去問は最良の学習教材であります。がしかし、過去問
が本試験に出題されることはありません。本学院の答案練
習講座(答練講座)は試験を知り尽くした講師陣によっ
て、徹底的に試験分析を行い、狙われるであろう論点を確
実に網羅できるよう、すべて新作問題を出題しています。
基礎力総合編の受講後は、答練講座をベースメーカーとす
ることで、毎回が本番をシミュレーションすることができ、自
然と合格レベルに達することが可能となります。

学 費

(10%税込)

会長様の推薦状があれば、
特別減免学費でお申込み
できます。

土地家屋調査士 新・最短合格講座

基礎力総合編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 144,430円

基礎力総合編 /
WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 182,600円
- 特別減免学費 118,690円



高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL

★TEL. 03 (6228) 1453
★FAX. 03 (3266) 8018
★HP. <https://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカバビル1階



資料請求



★処理手順や判断要素を可視化！
適切な業務プロセス構築をサポート！

境界確認・ 紛争対応の手引

編集 境界確認・紛争対応研究会

代表 権田 光洋（弁護士） 内野 篤（土地家屋調査士）



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁726頁
定価11,000円（本体10,000円）送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

★登記官・土地家屋調査士必携！

事例式

表示登記申請マニュアル

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

編集 表示登記申請実務研究会

代表 新井 克美（元横浜地方司法局長・元公証人）



加除式・B5判・全1巻・ケース付・総頁1,476頁
定価13,200円（本体12,000円）送料730円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

★近時の法改正や実務の動きを踏まえた最新の内容！

Q & A

表示登記実務マニュアル

すいせん 日本土地家屋調査士会連合会

編集 表示登記制度実務研究会

代表 西本 孔昭（日本土地家屋調査士会連合会顧問）



加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,178頁
定価12,100円（本体11,000円）送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録（代金別途）と併せてのご購入となります。

★解決のヒントとなる条項例が満載！

購読者特典

近隣トラブル 解決のポイントと和解条項

掲載された和解の条項例が
ダウンロードできます！

共編 橋本 潤（弁護士） 三森 敏明（弁護士） 高島 希之（弁護士）

著 古屋 丈順（弁護士） 新名 修三（弁護士） 森本 憲司郎（弁護士）
濱島 幸子（弁護士） 下川 慶子（弁護士）



A5判・総頁302頁
定価4,950円（本体4,500円）
送料410円

〔電子版〕
定価4,510円
（本体4,100円）

 新日本法規出版

0120-089-339 受付時間 8:30～17:00
（土・日・祝日を除く）

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>
E-mail sapporo-eigyo@sn-hoki.co.jp



GNSS 受信機

R12i



チルト補正

斜め観測の手軽さが測量作業効率を大きく変える A New Angle of Productivity

Trimble® R12i GNSS システムは、圧倒的な GNSS 性能・スピード・精度で生産性への新しい“アングル”を提案します。
画期的な Trimble ProPoint™ RTK 測位エンジンに、最新の Trimble TIP™ チルト補正技術を掛け合わせることで、観測ポールの整準の手間を排除。より多くのポイントを、“素早く” “簡単に” “効率よく” 観測することが可能になります。

Trimble R12i が提案する新しい観測スタイルをぜひ体感してください。

アイザック株式会社

〒065-0019
札幌市東区北19条東4丁目2番2号
TEL:011-733-3577 / FAX : 011-721-3233
<https://www.aizax.com>

株式会社旭川システムサービス

〒078-8217
旭川市7条通19丁目左8号
TEL:0166-33-3900 / FAX : 0166-33-5201
<http://asspythagoras.com>